

国、愛知県の方針により、2回目からの接種間隔が変更されました。
 詳しくは左ページをご確認ください。

追加接種をご希望の方はお申し込みください。

※ワクチン接種には本人の同意が必要です。強制されるものではありません。

集団接種

3月はモデルナ社製ワクチン使用

【スケジュール（3月分）】

	月	火	水	木	金	土	日		
3月		1	2	3	4	5	6	A D	
		7	8	9	10	11	12	13	B C
		14	15	16	17	18	19	20	A E
		21	22	23	24	25	26	27	A B
		28	29	30	31				

●スケジュールや接種人数、使用ワクチンは、変更する場合があります。最新の情報は、市ホームページで確認してください。

月曜日～金曜日（□の日）

会場	人数	時間
総合保健医療センター 市民病院隣（鷹来町 1-1-1）	180人 / 日	14:00～17:00

日曜日（□の日）

会場	人数	時間
A 総合保健医療センター 市民病院隣（鷹来町 1-1-1）	各 600人 / 日	9:00～12:00、 13:00～17:00
B 保健センター （中央台 1-1-7）		
C 南部ふれあいセンター （下条町 666-6）	各 400～500 人 / 日	13:00～17:00
D 西部ふれあいセンター （宮町 3-8-2）		
E 味美ふれあいセンター （西本町 1-15-1）		

【予約の受付】

接種日	予約開始日時
3月1日（火）～3月13日（日）	2月5日（土）午前9時
3月14日（月）～3月20日（日）	2月19日（土）午前9時
3月22日（火）～3月31日（木）	2月26日（土）午前9時

インターネット（24時間対応）

春日井市 コロナワクチン **検索**



ワクチン接種の
申し込み

市コールセンター

受付時間：月～土曜日（祝日を除く）午前9時～午後6時
 ☎0120-567-350（通話料無料）

●予約の際、お手元に接種券付き予診票をご準備ください。

個別接種

ファイザー社またはモデルナ社製ワクチン使用

●実施する医療機関や予約方法、使用するワクチンなど、詳しくは市ホームページや主な公共施設に設置している「医療機関一覧」または「コロナワクチンナビ」をご確認ください。

接種総合案内サイト
「コロナワクチンナビ」

【<https://v-sys.mhlw.go.jp>】



！ 医療機関への予約以外のお問い合わせは、
 極力お控えください。

愛知県が実施

大規模集団接種

モデルナ社製ワクチン使用

会場	人数	時間
県営名古屋空港ターミナルビル （西春日井郡豊山町）	最大 1000人 / 日	9:00～21:00

※その他藤田医科大学など県内5会場を実施

【予約の受付】

・毎週月曜日の午前9時から、翌週月曜日から日曜日までの7日分の予約を受付

LINE 予約

LINE 愛知県公式アカウントを
友だち登録してお申し込みください。



愛知県大規模集団接種会場予約コールセンター

受付時間：毎日 午前9時～午後5時
 ☎0570-666-885（通話料がかかります）

●名古屋空港ターミナルビル会場へは、公共交通機関または無料駐車場をご利用ください。
 ●予約の際、お手元に接種券付き予診票をご準備ください。

！ 市コールセンターと市インターネット予約システム
 では予約できませんのでお気を付けてください。

追加接種について

- 追加接種をした場合の方が接種していない場合よりも、新型コロナウイルスへの感染や重症化するリスクが低いと報告されています。
- 1・2回目と異なるメーカーのワクチン接種を受けることも可能です。

この情報は、厚生労働省から提供された情報をもとに作成しています。
 詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。



2回目からの接種間隔が6か月に短縮されました

【接種券付き予診票（左面）】

表記の日付より2か月短縮になりました。
 (例) 7月22日 ⇒ 5月22日

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)を受けられます。
 費用負担はありません。
 接種を受ける際は、
 この用紙(右の予診票含む)を切り離さずにお持ちください。

この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を
 証明するものです。大切に保管してください。

接種券番号	0999988881
3回目接種日の目安	2022年(令和4年)7月22日以降

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
 Certificate of Vaccination for COVID-19

●接種券付き予診票は、2回目接種からおおむね6か月経過前に送付します。

現在、市から発送している接種券付き予診票には「3回目接種日の目安」として、2回目接種日から8か月後の日付が記載されていますが、その日付より2か月短縮されますので、接種申し込みの時期にお気を付けください。
 ※左記の例を参照してください。

対象者(18歳以上に限る)	接種可能日
医療従事者など	2回目接種日から6か月以上経過した日
高齢者(障がい者)施設の入所者及び従事者など	
病院及び有床診療所の入院患者	
基礎疾患のある方	
65歳以上の方	
上記以外の方	【令和4年2月まで】 2回目接種日から8か月以上経過した日
	【令和4年3月以降】 2回目接種日から6か月以上経過した日

個人情報や通帳、暗証番号を狙った詐欺にご注意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給する事業を実施します。

対象

① 基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)

② 対象と思われる世帯には、令和4年1月28日(金)付けで「臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しましたので、確認書に必要事項をご記入の上、**令和4年4月27日(水)までに**返信用封筒にて返送してください。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

④ 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書」に必要書類を添付して、**令和4年9月30日(金)までに**提出してください。申請を希望される方は、臨時特別給付金事務局までお問い合わせください。なお、①で給付を受けた場合は、給付対象外となります。

※申請や手続きなど、詳しくは市ホームページを見てください。



子育て世帯への臨時特別給付金(拡大給付分)

所得制限等により、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象外となる子育て世帯に対して、児童1人あたり10万円を支給する事業を市独自で実施します。

対象児童 0歳から高校3年生までの児童(平成15年4月2日〜令和4年3月31日生まれ)

対象者

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」で、①所得制限により支給対象外となった方 ②対象児童を養育しているにもかかわらず、離婚等により受給できなかった方

時期

3月末ごろから順次支給予定

※対象者によって申請が必要となる場合があります。詳しくは、市ホームページを見てください。



問い合わせ

子育て給付金事務局
 ☎ 85 - 6425
 (3月31日(木)まで)

子ども政策課 ☎ 85 - 6201
 (4月1日(金)以降)

問い合わせ

臨時特別給付金事務局 ☎ 0120-510-175 (通話料無料)
 <6月30日(木)まで ※7月1日(金)以降の問い合わせ先は、市ホームページでお知らせ予定です。>

窓 口: 市役所10階 受付時間: 午前9時~午後5時(土・日、祝休日を除く)
 ※2月6日(日)・13日(日)は、休日受付を実施しています。